

由利本荘市CATVセンター放送番組審議会要綱

平成17年3月22日

(目的)

第1条 この要綱は、由利本荘市CATVセンター条例（平成17年由利本荘市条例第19号）第6条に定める由利本荘市CATVセンター放送番組審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 審議会は市長の諮問に応じ、有線テレビの自主放送番組基準に基づき放送番組の編成及び放送に関する計画、内容について審議し、市長に対して答申することを任務とする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員の勤務は非常勤とする。

3 委員は、市内の農業者、機関、団体及び学識経験者をもって構成し市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期が満了した場合において新たに委員が任命されるまでは、前項の規定にかかわらず引き続き在任するものとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、副会長がその職を代理する。

(招集等)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 議決は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、由利本荘市CATVセンターにおいて行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月22日から施行する。